

船荷証券貨物の保証渡／空渡での実務上の注意点

Practical Checkpoints of Ocean Carrier Side in a Case of Delivering Goods on B/L to a Person Without Production of the B/L



古田伸一：日本貿易学会・国際商取引学会 会員

略 歴

1960年九州大学法学部卒、元 米国日本通運NY本社執行役員
元 流通経済大学法学部講師

[要約] 筆者が知り得る限りでは、輸入 B/L での保証渡／空渡で判決までに至ったものは、平成では、平成 3 年訴提起の [東京地裁 H.6.10.25 判] から平成 10 年訴提起の [東京高裁 H.12.2.25 決定] までの 6 件である。この間は我国の経済成長率が急激に低下した時期でもあった。それ以降も依然として不況であるが、[大阪地裁 H.11.2.23 判] 以来は荷主ないし海貨業者署名のシングル L/G での保証渡で判決にまで至ったものを見ないのは、本稿で紹介する [最高裁一小 H.13.1.25 判] が善意取得者からの危険が除権決定後も如何に強いかを警鐘しているからであろうと思われる。本稿ではその危険への責任防御を検討する。本稿の [裁判所名・判決年月日] の判例は、筆者の H.P. 掲載の「物流関係法 所要判例要覧」に判示要旨等を載せています。

*筆者の H.P. は、URL http://www7a.biglobe.ne.jp/~s_furuta です。
ウェブサイトにて [判例要覧] で検索しても出てきます。

1. はじめに

船荷証券貨物の保証渡の需要は依然として少なくないが、保証渡を含め空渡に起因する最近の判例は公刊されたものだけでも、① [東京高裁 H.16.12.15 判] 輸出先での空渡、② [東京地裁 H.13.5.28 判] 輸出先での空渡、③ [東京高裁 H.12.2.25 決定] 輸入での空渡、④ [東京地裁 H.12.10.12 判] 輸出先での空渡、⑤ [大阪地裁 H.11.2.23 判] 荷受人署名の銀行の署名がないバンク L/G 用紙に海貨業者が連帯保証署名した輸入での保証渡、⑥ [東京地裁

H.10.7.13 判] 輸出先での空渡、⑦ [最高裁三小 H.9.10.14 判] 輸入での海貨業者のシングル L/G での保証渡、⑧ [東京地裁 H.8.10.29 判] 輸入でのシングル L/G での保証渡、⑨ [神戸地裁 H.8.5.27 判] 荷受人署名の銀行の署名がないバンク L/G 用紙に海貨業者が連帯保証署名した輸入での保証渡、⑩ [東京地裁 H.6.10.25 判] 輸入での荷受人のシングル L/G での保証渡 とあるが、このように判決にまで至った上記事案には、バンク L/G でのものや公示催告手続や諸外国でのそれに代わる手続をさせてからのものはない。

公示催告手続は、指図証券・無記名証券・記名式持参人払証券を除権決定により無効とする手続であり（民法施行法 57 条、非訟事件手続法第三編第二章）、船荷証券の場合は公示催告申立は引渡地が我国にある場合に認められるが、裏書禁止の記名式船荷証券（商法 574 条但書）は対象外である¹。

ところで、後述の〔最高裁一小 H.13.1.25 判〕は、約束手形についてではあるが、除権判決前に手形を善意取得した者の権利は、その権利を公示催告届出期間内に届出をしない善意取得者の形式的資格である手形そのものは除権判決により無効となるが、善意取得者が有している実体的資格である権利自体は失われず、善意取得者がその権利を主張・立証することにより権利行使することを是認する善意取得者優先説を判示している。このことは同じく公示催告・除権判決／除権決定の対象である船荷証券についても同じである。

* 「除権判決」は、平成 16 年の非訟事件手続法の改正により、それまで民事訴訟法の第七編の公示催告手続（764 条～785 条）が非訟事件手続法の第三編の公示催告事件（141 条～160 条）での決定手続となり、名称が「除権決定」となった。

上記の①・②・④・⑥の四件以外の六件は輸入 B/L による我国での事案であるが、平成 13 年以降に仮渡での責任を問う判決例が見当たらないのは、除権決定があっても善意取得者からの損害賠償請求の危険は、除斥期間ないし時効により消滅するまではあり得かねないことを、引渡実務がこの最高裁

H.13 年判決を踏まえて認識してきているからであろうと思われる。

ところで商法 518 条は、公示催告申立が簡易裁判所に受理された船荷証券喪失の荷受人が運送人に「相当の担保」を供したときは、当該荷受人に貨物の引渡を請求する権利を認めている。後述の、〔最高裁一小 S.48.6.21 判〕がその判旨を是認した原審〔大阪高裁 S.42.3.30 判〕は、約束手形での事案であるが、同条での供託に弁済としての絶対的効果を認めているが、保証渡での弁済の効果は保証渡を受けた者との間でしか生じない相対的なものであるから、その担保は善意取得者が存在する場合に証券債務者の損害賠償義務を担保するものであると判示している。

船荷証券貨物については現実には供託に適する事例は少ないであろうから、保証渡での運送人の損害賠償責任に国際海上物品運送法（以下、国海法と略記）13 条 1 項の責任の限度の適用があるかが問題となる。

また、公示催告期間に所持人の届出がなければ除権決定がされ船荷証券を喪失した荷受人は所持人としての形式的資格をその除権決定の時点で備えることとなるが、商法 518 条で保証渡をした運送人は、その後の除権決定の時点まで善意取得者の存在を知らなければ、除権決定の時点で悪意・重過失のない弁済として適法な B/L 所持人への弁済と推定されることになるが、善意取得者の権利行使があれば、善意取得者優先説では、その推定が否定されることになる。他方同条による供託であれば、公示催告手続が手形所持人の届出等で除権判決がされることなく完結して

も、供託した運送人の債務は絶対的に消滅する〔東京地裁 S.62.9. 8 判〕ⁱⁱ。

本稿では、保証渡／空渡における船荷証券貨物引渡実務上の問題点を、公示催告が認められていない Non-negotiable の船荷証券についても検討する。

2. 除権決定と流通可能 B/L の善意の所持人

2- (1) 学説の大勢と最高裁平成 13 年判決

次の最高裁 H.13 年判決は、船荷証券ではなく約束手形を喪失して除権判決を取得した者とその判決以前に同手形を取得した善意の所持人との関係を判示したものであるが、船荷証券の善意取得について商法 519 条 2 項により準用される小切手法 21 条は、手形の善意取得を規定する手形法 16 条 2 項と同旨であるから、この判決の判旨は船荷証券の場合にもあてはまる。

この判決は、除権判決はその取得者に所持人としての形式的資格を回復するにとどまり、その判決以前の当該有価証券の善意取得の所持人は手形の所持自体は無効となっても手形上の権利は失わないとする善意取得者優先説を採用した最高裁としての初めての判例であるⁱⁱⁱ。

学説も、現在の多数説は同最高裁の判旨と同じく「除権決定は証券としての手形を無効にするだけであって、善意取得者が当該証券上の権利を失うことはない」と解しているが^{iv}、かつての有力説は除権判決優先説であったことから^v、船荷証券貨物保証渡の実務解説には、「船荷証券紛失の保証渡で善意取得者からの権利行使を未然に防ぐために、公示

催告を申請させて除権決定を得させます。除権決定により当該所持人の貨物引渡請求権を時効消滅ないし除斥期間を待たずに、その効力を消滅させることができます。バンク L/G も解除できます。」のような、現在の多数説や最高裁判例に反する誤った危険な解説が、最近でも著名なウェブ等で依然とし見かけられるので注意を要する。

〔最高裁一小 H.13.1.25 判〕H10 (受) 562 号・約束手形金請求事件 (上告棄却)

公示催告手続及び仲裁手続に関する法律 785 条 (現・非訟事件手続法 160 条 2 項) 手形法 77 条 1 項 1 号・16 条 2 項

- 一、手形の除権判決と善意取得者の権利 — 善意取得者優先説を判示
- 二、除権判決で形式的資格を失った善意取得者は、実体的権利者であることを主張・立証することで権利行使ができる

〔事案概要〕

Y1 (被告・控訴人・上告人) 振出の約束手形の受取人 Y2 (被告・控訴人) は裏書しないまま保管していたところ H.9.2.28 に盗難にあい、Y1・Y2 は直ちに支払場所である金融機関に事故届を提出した。X (原告・被控訴人・被上告人) は裏書の偽造された当該手形を善意取得し、満期日である H.9.6.23 に支払場所で支払呈示したが支払拒絶され、東京地裁に手形訴訟を提起した。同年 10.1 に手形判決が言渡されたが通常訴訟に移行、口頭弁論終結前の H.10.1.27 に加古川簡裁によって本件手形の無効を宣言する除権判決が言渡された。一審東京地裁は、① Y2 の裏書は偽

造されたものであるとして Y2 の責任を否定したが、② X の善意取得を認定し、③ 仮に X の善意取得が成立するとしても除権判決によって X の権利は消滅したとの Y1 の主張を否認して、Y1 に手形金等の支払を命じた。Y1 は控訴。

二審東京高裁は一審の判断を全面的に支持し、控訴棄却。Y1 は③の点について上告。

[判示要旨]

一、「手形について除権判決の言渡があつたとしても、これよりも前に当該手形を善意取得した者は当該手形に表章された手形上の権利を失わないと解するのが相当である。

二、「手形に関する除権判決の効果は、当該手形を無効とし、除権判決申立人に当該手形を所持するのと同じの地位を回復させるにとどまるのであって、上記申立人が実質上手形権利者であることを確定するものではない。」

三、「手形が善意取得されたときは、当該手形の従前の所持人は、その時点で手形上の権利を喪失するから、その後除権判決の言渡を受けても、当該手形を所持するのと同じの地位を回復するにとどまり、手形上の権利までも回復するものではなく、手形上の権利は善意取得者に帰属すると解するのが相当である。」

四、公示催告手続における公告の現状から、「除権判決の言渡によって善意取得者が手形上の権利を失うとするのは、手形の流通保護の要請を損うおそれがあるというべきである。」

五、「被上告人 (X) が本件手形について

除権判決の言渡がされる前にこれを善意取得したとの事実に基づき、被上告人の上告人 (Y1) に対する手形金請求を容認した原審の判断は正当として是認することができる。」
上告を棄却する。

上告審判決文：民集 55-1-1、判時 1740-85、判タ 1055-104、金判 1114-6 金法 1608-45

評釈：高田晴仁・ジュリスト 1224-109、

椽川泰史・別冊ジュリスト 173-166、

小橋一郎・私法判例リマックス 2000 (上)

-105、田邊光政・判例評論 513-44、

松山三和子・金融商事判例 1128-63

二審判決文：東京高裁 H.10.9.16 判・H10 (ネ)

1926 号 民集 55-1-14、金判 1114-9

一審判決文：東京地裁 H.10.3.26 判・H9 (ワ)

70280 号 民集 55-1-9、金判 1114-10

もつとも、善意取得者は除権決定後は手形所持人としての形式的資格を失うので、除権決定後の同人からの取得者には善意取得は生じない（〔名古屋地裁 S.50.3.27 判〕）。これは B/L でも同じであり、そのような取得者は、譲り受けたその権利を善意取得者に戻して請求を可能にさせることである。

2- (2) 仮渡した運送人の善意取得者に対する責任
前記最高裁 H.13 年判決が、除権判決により手形債権者としての形式的資格が奪われた手形の善意取得者の支払請求を認容していることから、実質的権利者であることを主張・立証することにより直截に権利行使を認める立場を採っているものの解されるが、その権利行使の資格は自己が権利者であることの証

明責任を負い、その証明に成功しなければ手形債務者に支払を強制することはできないと解される。このことは流通可能 B/L についても同じである。

①学説も多くはこの権利行使方法に讚している^{vi}。

しかし、証券債務者に二重弁済の危険があることを理由に、善意取得者の権利行使には、善意取得者は、②除権決定取得者からその決定正本の引渡を受けることにより、権利行使ができるとする説^{vii}、③公示催告手続申立人を被告として手形上の権利が自己に帰属することの確認訴訟を提起して勝訴判決を得た上で、手形上の権利を行使することができるとする説^{viii}、④除権決定取得者に対する確認訴訟と証券債務者に対する債務履行請求訴訟を併合して提起すべきとの説^{ix}、⑤除権決定者に対する確認訴訟において証券債務者に対して訴訟告知をする必要があるとする説^x 等もある。

商法 518 条での保証渡の場合にも、[最高裁一小 S.48.6.21 判]が是認している原審の[大阪高裁 S.42.3.30 判]が判示しているように、その保証渡の運送人の弁済効果は当該荷受人との間のみの相対的効果しかない。しかしながら、除権決定を得た時点で当該荷受人は船荷証券所持人として形式的資格を備えるので、運送人に故意・重過失がない限り、即ちその時点まで運送人が善意取得者の存在を知らなければ、運送人の弁済は除権決定の時点で B/L の適法な所持人と推定される者への弁済とはなる（商法 519 条 1 項、小切手法

19 条。[最高裁二小 S.36.11.24 判]。小島孝・基本コンメンタル商法総則・商行為法・日本評論社 1997 年刊・104～105 頁）。

しかしながら、現在の判例および多数説は善意取得者優先説であるから、善意取得者が権利行使をすれば、弁済をした相手が適法な所持人であることの推定は否定されることになる。先に指摘したように、現在もいまだに、除権決定で運送人の損害賠償責任の危険は終了すると実務解説しているものを鵜呑みにするのは危険であることになる。

荷受人への船荷証券到着遅れを理由とする保証渡で、公示催告申立（申立権者資格は証券喪失者に限られるところ、資格を偽っての申立となる：非訟事件手続法 156 条）を、船荷証券原本の提出が無くても保証状返還の条件とする実務処理が行われていれば、除権決定に至らない場合には危険は更に大きい。現実には善意取得者があり得るからである。

高橋宏司教授は、その様な実務処理の危険性を詳細に指摘され、除権判決後に、荷受人の要求で保証状返還に応じるか否かの判断に際しての、危険性の少ないビジネス判断のポイントを述べられている（「船荷証券の除権決定のための公示催告手続の国際裁判管轄」・海事法務研究会誌第 199 号（2008.5）15 頁）^{xi}。

もっともそれは、そこにも書かれているように、最早、善意取得者が現れる可能性はまずは無いであろうとの見当付けではあるが、「1. はじめに」で紹介した⑧[東京地裁 H.8.10.29 判]は、B/L の善意取得後 11 月を過ぎてから貨物引渡請求をされた事案である。

2- (3) 商法 518 条による保証渡の有効要件と「相当な担保」の基準

船荷証券貨物の保証渡が商法 518 条に基づき行われる場合は、証券を喪失した荷受人が公示催告の申立をして相当の担保を供すれば、保証渡を運送人に請求する権利を同条は認めている。

担保が相当であれば運送人は同条により引渡さねばならないが、除権決定を得るまでは荷受人は船荷証券所持人としての形式的資格を有しないから運送人は債務者として絶対的には免責されず、運送人債務の弁済としての引渡は保証渡荷受人との間のみでしか効果のない相対的なものに過ぎない。従って、除権決定言渡以前に善意取得者がいれば、運送人は引渡債務不履行の賠償義務を負う危険があるので、担保はそれを賄うものである。

ところで、保証渡／仮渡による船荷証券善意取得者の損害が、国海法 12 条の 2（損害賠償の額の定型化）・14 条（責任の短期消滅）の前提である 3 条 1 項の運送品の「滅失」に該当することは判例である^{xii}。即ち、12 条の 2 及び 14 条の運送人保護の規定が適用される。

国海法 13 条 1 項（責任の限度）については、商法 518 条の要件が満たされた保証渡は同条での義務としてなされるものであるから、商法 518 条による船荷証券貨物保証渡の判決例は見当たらないが、国内法である国海法の 13 条 1 項は商法・商行為編の総則の商法 518 条を当然に予定しているものと筆者は解している^{xiii}。また、商法 518 条で認められた保証渡が、運送人の責任制限の利益を剥奪する国

海法 13 条の 2 の「運送人の故意や無謀行為」でないことも当然であろう。

他方、商法 518 条を充足しなければ、それは国海法 13 条 1 項の責任制限が予定しない逸脱行為であるから運送人はその責任の限度を主張することはできない^{xiv}。

我国での保証渡には、運送契約の準拠法が日本法でなくても商法 518 条の対象となり得るが、運送契約が日本法であれば相当な担保の基準は、荷受人の保証渡請求が商法 518 条の実体的要件をも満たしている場合には、国際海上物品運送法 13 条 1 項の適用があり、少なくともその責任制限額を充たすものでなければならない。

しかし荷送人の請求が商法 518 条の実体的要件、即ち公示催告手続の実体要件である証券の滅失ないし荷受人にとって証券の所在不明が果して充たされており同条の適用が是認されるかは、善意取得者からの運送人に対する損害賠償請求訴訟での時点であるから、運送人は、法的にも、国海法 13 条 1 項の適用の有無にかかわらない一切の損害賠償責任とその費用の一切を賄い得る条件を明確に約定した担保を取得しておく必要がある。

次の【大阪高裁 S.42.3.30 判】には、本稿での要点が少なからず判示されている。その判示要旨に筆者が付したアンダーライン部分は、商法 518 条について筆者が指摘してきたところを証左するものである。商法 518 条による債務者の履行が「義務的である」ことは、判示は本件事案が供託であることから供託について判示されているが、保証渡である「証

券の趣旨に従った履行」についても同様である。

上告審の〔最高裁一小 S.48.6.21 判〕は、この大阪高裁の判断と判示を全面的に支持している。

- [大阪高裁 S.42.3.30 判] S.38 (ネ) 345 号・
約束手形金請求事件 (控訴棄却・上告：棄却) 商法 518 条、手形法 16 条・18 条
- 一、商法 518 条により供託した債務者は公示催告申立人以外の者に対して債務消滅の効果を主張できるか (積極)
- 二、手形の所在判明後にした商法 518 条による供託の適否 (消極)

[事案概要]

Y1 (被告・控訴人) は Y2 (被告・控訴人) 宛に約束手形 1 通を S.34.3.31 に振出したが Y2 は保管中の同年 4.14 頃窃取された。Y2 は S.34.6.19 に公示催告手続を申立て、東京簡裁は同年 7.10 付官報で S.35.2.19. 午前 10 時までに所持人は同裁判所に権利を届出ると同時に手形を提出すべき旨公告した。右手形の所持人 X (原告・被控訴人) は取立委任の目的で訴外 A に同手形を交付し、手形満期日の S.34.7.31 に支払場所に支払呈示されたが盗難の旨届出があったことを理由に支払拒絶された。A は S.34.10.22 に東京簡裁に右手形を提出して権利の届出をして同手形を白地裏書で X に戻した。Y2 の公示催告は除権判決に至らなかった。X は、Y1・Y2 を被告として神戸地裁に約束手形金請求の訴を提起。

Y1・Y2 は、X の善意取得を争うとともに、Y2 は前記公示催告手続を既に開始している

ことを理由に Y1 に対し本件手形金を東京法務局に供託すべきことを S.34.8.8 に請求し、Y1 は S.34.8.11 に商法 518 条により手形金を同法務局に供託した。

一審神戸地裁は、① X の善意取得を認め、②商法 518 条の供託による債務消滅の効果は公示催告申立人に対してのみ対抗し得る相対的なものと解する旨を判示し、Y1 に手形金の支払を命じるとともに、Y2 に対する関係において X が手形債権を有することを確認。

③ Y2 名義の裏書は偽造と認定し、Y2 に対する手形金請求を棄却。

Y1・Y2 は①②を争い控訴。

[判示要旨]

一、X の手形所持は期限後裏書であるが、期限後裏書といえども授与的効力を有すると解せられ、善意の所持人であることを是認。

二、「商法 518 条は公示催告手続の開始のあった場合、右供託の方法以外に、公示催告申立人が相当の担保を供した上で債務者に対し証券の趣旨に従った履行を請求することができるという方法も認めており、この後者による場合は、その債務の履行による弁済の効果は、当該履行を受けた者との間でのみしか生じない相対的なものと解せられるが、前者たる供託の方法は、その供託が適法になされる限りその弁済の効果を絶対的に生ずるものと解するを相当とする。ただし、右法条に基づく供託は、公示催告期間中の証券目的物の毀損、債務者の資力減少を防止することを目的とし、しかも義務的になされるものであるから、その趣旨に鑑み、一般の弁済供託のように、供託者において取戻の自由の可能性は

なく、拘束的なものと解すべきである。」仮にこの供託による弁済の効果が相対的に過ぎないとすれば、「証券上の債務者は、証券喪失について何らの責がないにも拘らず、本来は一回限りの履行によってその義務を免れるのに、この場合に限り、…絶えず証券喪失者以外の者からの請求の危険にさらされ、場合によっては更にその請求にも応じなければならぬ」という結果になり、これでは証券上の債務者の地位はあまりにも不安定、不利に陥り、また手形法 42 条（債務者は所持人の費用及び危険で法務局に供託できる。）、民法 494 条後段（債務者が過失なく債権者を確知できないときは供託できる。）の規定による供託との均衡調和を失することにもなるからである。」供託に相対的な弁済効果しか認めなかった一審の判断を上記のとおり変更。

三、問題は本件の場合、控訴人 Y1 の行った供託が、「本件手形の適法な呈示があり、手形の所在が判明した後になされている点にある。思うに除権判決制度における公示催告手続では、証券の所在不明ということが公示催告申立の実体的要件であり、既に証券が特定人の所持にあることが判明した場合には、証券喪失者はその者に対して証書の返還を請求すべきであり、除権判決によりこれを無効とすることができないのであって、従って、この場合には、証券喪失者はもはや公示催告手続を進行する権利を失い、商法 518 条の定める供託を請求する権利もなくなり、証券上の債務者もまた右法条による供託を適法になすことができなくなるものと解すべきである。」…「証券上の債務者として、証券の喪

失者と現所持人とのいずれが実質的権利を有するのか相当に疑わしいときは、民法 494 条後段による供託をなすべきであり、同供託については「過失なくして債権者を確知すること能わざるとき」という要件が附されているのであって、たまたま公示催告手続が開始せられているからといって、商法 518 条による供託を選び、右要件を潜脱することは許されないと考える。…商法 518 条による供託として不適法である。」

Y1 に対して X への手形金の支払を命じ、Y2 と X 間において X が手形債権を有することを確認する旨判決。

判決文：下民集 18-3・4-333 金法 475-25

評 釈：落合誠一・別冊ジュリスト108-226

一 審：神戸地裁 S.38.2.23 判・S.35(ワ)566 号

下民集 14-2-256

3. 非流通船荷証券貨物の保証渡／空渡

3(1). 非流 B/L の公示催告はできない

裏書禁止で発行された記名式船荷証券（商法 574 条但書、国海法 10 条）には、善意取得があり得ないので公示催告は認められないとするのが通説である（前注 i）。

Non-negotiable B/L も指名債権譲渡の方法によってその権利を譲渡することができ、受戻証券であるから^{xv}、その債権譲渡には譲受人への当該 B/L の引渡が必要となる。従って、譲受人は当該 B/L を呈示して運送人に貨物引渡を請求することになるが、呈示された B/L 裏面の荷受人の裏書は呈示の時点で、民法 467 条の運送人に対する指名債権譲渡の通知となる^{xvi}。貨物がシングル L/G で受

取れば、B/Lはその様な方法でよんどころない担保差入に流用され得ることになる。

また、荷送人が約定代金未済等の理由で荷受人へのB/L引渡を留保していることもある。その様な場合に荷受人に保証渡／空渡をすれば、運送人はB/L所持人から損害賠償を請求されることになる。これらの賠償責任には国海法13条の責任制限の適用がない。

3(2). 船荷証券の準拠法による記名式B/Lの相違

英国の海運証券法である1992年U.K. COGSAでは、記名式B/LはWaybillに位置付けられているが(Sec.1-(2) &-(3))、The Rafaela S事件の英国最高裁2005年判決は、当該B/LはNonnegotiableの表示がある記名式B/Lであるが、“IN WITNESS whereof the number original BL has been signed, one of which accomplished, the others to be stand void. One of the BL must surrendered duly endorsed in exchange for the goods or delivery order.”の条項があることから貨物引渡を受けるには当該ストレートB/Lを提出することを要すると判決し、それはハーグ・ウィスビー・ルールが適用される同ルール1条(b)号の「船荷証券又はこれに類似の海上物品運送契約に関する証券」であることから、上記の条約を適用する1971年U.K. COGSAによる責任を判示した。そして同最高裁判決は、たとえ上記の文言がなくとも引渡にはB/L提出を要すると傍論で判示している^{xvii}。

英国の記名式B/Lは権利と証券が一体の有価証券理論での証券ではないが、呈示なし

の引渡には少なくとも荷送人に確認することが不可欠である。

米国ではbill of ladingは運送状も含む語であるが(UCC 1-2011-(6))、それが州際ないし国際海上運送契約を証する権原証券であれば、米国の現行法である1936年U.S. COGSAが適用される(Sec.1312)^{xviii}。そして同COGSAは、Sec.1303-[4]で連邦B/L法の優先適用を規定している^{xix}。連邦B/L法(Title 49, Chapter 801)は通称ポメリン法であるが、そのSec. 80110-(a)は、Nonnegotiable B/Lの記名荷受人がB/Lを呈示しての引渡請求に運送人は“must deliver”と規定し、同Sec-(b)では呈示がなくても運送人は記名荷受人に“may deliver”と規定している^{xx}。そして、この記名式B/Lが後記のSec.80106-(c)でいわゆる指名債権譲渡で譲受人に引渡されているときは、“must deliver”／“may deliver”はその被移転者に対してであることになる。

また、荷送人はB/L原本全通を運送人に呈示して荷受人の記載を変更できるので(Sec.80108)^{xxi}、上記may deliverとはいえ、着店がそれを知らずに引渡せば運送人は荷送人ないしB/L所持人から責任を問われることになる。このように、連邦B/L法の記名式B/Lは運送状的側面と記名荷受人の物品に対する権原を証するものとしての局面とがある所謂ハイブリッド証券である。

米国の準拠法のB/L書式でも、NOT NEGOTIABLE UNLRSS CONSIGNED “TO ORDER”の表示を印刷した流通／非流通の兼用書式には、“In witness whereof three

(3) original bills of lading all the same tenor and date one of which being accomplished the others to stand void” の様な文言が表面に印刷されているが^{xxii}、Non-Negotiable Bill of Lading 専用の B/L 書式には、連邦 B/L 法 (Sec.80110- (a) &- (b)) で定められているハイブリッド B/L であるからその様な文言の印刷はない^{xxiii}。米国法準拠の記名式 B/L 貨物の引渡には、下記 (3) に記した注意点を弁えて対処しなければならない。

連邦 B/L 法 Sec.80103-(b) Nonnegotiable Bills は、次の通り規定している^{xxiv}。

(b) 流通不能証券

- (1) B/L は、当該証券が物品は荷受人に引渡されるべきことを陳述しているときは、流通不能である。流通不能証券の裏書は、(A) 当該証券を流通可能にしないし、もしくは (B) 被移転者に如何なる additional right も付与しない。
- (2) 流通不能 B/L を発行するコモン・キャリアーは、当該証券上に “nonnegotiable” ないし “not negotiable” の表示を加えなければならない。本号は、非公式の覚書ないし受取書には適用しない。

連邦法の記名式 B/L は、我国の記名式 B/L (商法 574 条但書) と異なり、(2) 号で運送人に流通不能の表示義務を課しているが、その表示を欠いても (1) 号により当然流通不能 B/L であることになる。

なお、我国の解説書には裏書禁止の船荷証券について、「アメリカ合衆国では当該形式

の証券は受戻証券性のない証拠証券として取扱われる (49 U.S.C. Sec.80103 (b))。』と述べられているものがあるから注意を要する^{xxv}。

その根拠として示されている Sec.80103-(b)-(1) にいう裏書は、記名荷受人がする裏書であるから、その (A) はわが国の裏書禁止の記名式 B/L に裏書して指名債権譲渡をした場合と同じであるし、(B) はその記名荷受人からの被移転者について述べられていることであるから、これまたわが国の裏書禁止記名式 B/L を記名荷受人からその有価証券を証券に表章されている権利と共に指名債権譲渡を受けた場合と同様である。従って、この Sec.80103-(b) は解説書の指摘とはなんらの関係もない。

以上指摘した他にも、流通手続によらない移転を規定する Sec.80106-(c) - (1) は記名式 B/L を所謂指名債権譲渡で保持している被移転者 (transferee) が物品に対する権原 (title) を保持していること、担保責任と義務を規定する Sec.80107-(a) は流通手続によらないで移転する者に証券が記名荷受人の真正な権原を証していることを担保する義務を課している。

記名式 B/L は、Negotiable B/L のように B/L 自体がではなく B/L の記名荷受人に権原があることを証するものであり、要は、そのような権原を証する証券ではあるが、受戻証券でない局面^{xxvi}と受戻証券として機能する両局面があるハイブリッド証券であることを認識しておかなければならない。

3(3). 米国法準拠の記名 B/L での引渡の注意点

従って、貨物引渡実務では、呈示による引渡を基本とし、呈示なしの引渡には、B/L 発券運送人がB/L 原本の荷受人変更記載にサインをしていないこと、及びB/L 原本所持の荷送人から引渡差止めの指示があつていないこと、あるいは発券運送人が Sec.80106-(c) - (1) による被移転者からの当該記名式 B/L の移転の通知を受領していないかを確認し、且つ、記名荷受人であることの確認をしてからしか応じては危険である。

記名荷受人のサイドからは、原本1通でも引渡を受けておれば荷受人名の変更をされないわけであり、このことから引渡には原本の呈示をさせて安全を期すべきである^{xxvii}。

ポメリン法の対訳（試訳）は、筆者の「米国の連邦 Bills of Lading Act とその Straight B/L」・物流問題研究 No.49（2007.5 刊）に掲載している。筆者の H.P. 掲載の No.305 にも載せている。

- i 通説であるが、民法施行法 57 条を有価証券の法理から目的的に解して記名証券にも認める趣旨と解する説もある：平出慶道「商行為法・第二版」青林書院 1989 年刊 212～213 頁。
- ii 河本一郎「商法 518 条による供託の効力について」金法 No.1201 - 6 頁（1988.10.5 刊）は、6 頁の上段で、当然の結論と評しておられる。
- iii 下級審判例は、①除権判決の言渡しにより当該証券を善意取得した者はその証券上の権利を失い、除権判決申立人のみが当該権利を行使することができるとする「除権判決優先説」と、②「善意取得者優先説」に分かれていた。
 - ① 除権判決優先説：東京高裁 S.49.7.19 判・S.45(ネ)1737・判時 756-102、[名古屋地裁 S.50.3.27 判]、東京地裁 S.53.5.29 判・S.52(レ)12・13・判時 923-115。
 - ② 善意取得者優先説：東京高裁 S54.4.17 判・S.53(ツ)59・判時 931-114、東京地裁 S.55.12.15 判・S.54(レ)98・判時 995-122、東京地裁 S.56.1.20 判・S.54(ワ)7842・判時 1016-116、東京高裁 S.56.12.24 判・S.56(ツ)21・判タ 464-148、東京地裁 S57.5.12 判・S.49(ワ)2876・判時 1043-22、東京地裁 H2.4.24 判・H.1(ワ)3308・金判 862-27。

- iv 現在の多数説：竹内昭夫・判例商法 I -140 頁、前田庸・手形法小切手法・有斐閣 1999 年刊・530 頁、田邊光政・最新手形法小切手法 4 訂版・中央経済社 2000 年刊・218 頁など。
- v かつての有力説：鈴木竹雄「除権判決」・商法研究 I・有斐閣 1981 年刊・428 頁、大森忠夫・判例批判・民商法雑誌 31 巻 1 号・1955 年刊・111 頁など。
- vi 河本一郎・「株券の除権判決」田中幸太郎編・株式会社法講座(2)・有斐閣 1956 年刊・777 頁。高田晴仁・手形の除権判決と善意取得者の権利・ジュリスト No.1224 110 頁右欄。椛川泰史・手形の除権判決と善意取得者の権利・別冊ジュリスト No.173 167 頁右欄。田邊光政・判例評論 513・210 頁。松山三和子・金法 1128・66 頁。
- vii 弥永真生・リーガルマインド手形法・小切手法 補訂版・有斐閣 1997 年刊 230 頁。
- viii 鈴木竹雄・「除権判決」・民事訴訟法学会編『民事訴訟法講座(5)』有斐閣 1956 年刊・1467 頁。
- ix 前田庸・前掲(注 ii) 533 頁。
- x 近藤光男「判例批判」・商事法務(1994 年刊) 1343 号 83 頁。
- xi ウェブに [PDF] 船荷証券の除権決定のための公示催告手続の国際裁判管轄 でクリックしても可。
- xii 国海法 12 条の 2：[東京地裁 H.8.10.29 判]・[東京地裁 H.12.10.12 判]。国海法 14 条：[最高裁三小 H.9.10.16 判]・[東京地裁 H.12.10.12 判]。
- xiii 清河雅孝「保証渡と運送人の責任制限」[『保険法の現代的課題』法律文化社 1993.10 刊] 131 頁～ や、平泉貴士「保証渡と運送人の責任制限・再論」・法学新報 100 巻 9-10 号 551 頁～ には、肝心の商法 518 条が認める保証渡請求についての言及が見当たらない。もっとも、清河教授の論文の最後の 160 頁の最後の脚注 8 では、保証渡については「この問題の処理を国際条約の当事国に任せている。」と指摘されている。商法 518 条による保証渡は、その一つであることになる。
- xiv 江頭憲次郎・前掲 302 頁：「保証渡をした海上運送人が船荷証券所持人に対して負う損害賠償額は、国海法 12 条の 2 第 1 項に定める価額の全額と解すべきであり（東京地裁判 H.8.10.29）、運送品滅失と同視して海上運送人が船荷証券所持人に対し責任制限（国海法 13 条 1 項）を主張することはできない。有価証券の呈示なしに運送品を引渡すことは、同条の責任制限が予定しない逸脱行為だからである。」⇔筆者注：引用の [東京地裁 H.8.10.29 判] は、商法 518 条による保証渡の事案ではないので、確かにそのとおりであるが、保証渡での証券所持人への引渡不能も「滅失」であることは判例である [最高裁三小 H.9.10.14 判]。平出前掲 546 頁。
- xv 平出前掲 190 頁。
- xvi Ivonne Baatz「B/L 原本引換なしの貨物引渡について」海事法研究会誌 No.187(2005.8 号)14 頁以下。
- xvii 物流問題研究 No.49・筆者の「米国の連邦 Bills of Lading Act とその Straight B/L」59 頁参照。筆者の H.P. の No.305 にも載せている。
- xviii US COGSA Sec.1303 Responsibilities of carrier and ship. -(4) : Bill as prima facie evidence: Such a bill of lading shall be prima facie
- xix

- evidence of the receipt by the carrier of goods as therein described in according with paragraphs (3)(a),(b) and (c), <筆者注：この(a)(c)は書面申告による物品の識別記号・包もしくは個品の数ないし重量・外観から認められる物品の状態に関するもの> of this section: Provided, That nothing in this chapter shall be construed as repealing or limiting the application of any part of chapter 801 of title 49.
- xx 連邦B/L法 Sec. 80110. Duty to deliver goods 物品引渡の義務
- (a) General Rules. — Except to the extent a common carrier establishes an excuse provided by law, the carrier **must deliver** goods covered by a bill of lading on demand of the consignee named in a nonnegotiable bill or the holder of a negotiable bill for the goods when the consignee or holder —
- (1) offers in good faith to satisfy the lien of the carrier on the goods;
 - (2) has possession of the bill and, if a negotiable bill, offers to indorse and give the bill to the carrier, and
 - (3) agrees to sign, on delivery of the goods, a receipt for delivery if requested by the carrier.
- (b) Persons to Whom Goods May Be Delivered.— Subject to section 80111 of this title, a common carrier may deliver the goods covered by a bill of lading to —
- (1) a person entitled to their possession;
 - (2) the consignee named in a nonnegotiable bill; or
 - (3) a person in possession of a negotiable bill if —
 - (A) the goods are deliverable to the order of that person; or
 - (B) the bill has been indorsed to that person or in blank by the consignee or another indorsee.
- (c) 以下省略
- (a) 総則
 コモン・キャリアーは、法で規定された免責を立証する限度を除き、当該運送人は当該物品の流通不能証券の記名荷受人または流通証券の所持人の要求で、その荷受人又は所持人が次の場合には、B/Lでカバーされている物品を引渡さなければならない。
- (1) 物品上の運送人のリーエンを弁済すべく誠意ある申出があるとき、
 - (2) 当該証券の占有を有し且つ、流通可能証券の場合は、裏書し且つ当該証券を運送人に提出することを申し出、且つ
 - (3) 運送人により求められたときは、引渡の受領書に物品の引渡の際に署名することに同意しているとき。
- (b) 物品が引渡され得る者
 本編の80111条に従い、コモン・キャリアーはB/Lでカバーされる物品を、次の各号の者に引渡すことができる。
- (1) 物品の占有の権利がある者；
 - (2) 流通不能証券の記名荷受人；又は
 - (3) 次の場合に流通可能証券の占有者
 - (A) 物品がその占有者の指図で引渡される場合；もしくは
 - (B) 当該証券がその占有者に裏書されている場合、または荷受人もしくは他の被裏書人により白地裏書がされているとき。
- xxi 連邦B/L法 Sec. 80108. Alterations and additions 記載事項の変更および追加
 An alteration to a bill of lading after its issuance by a common carrier, without authorization from the carrier in writing or noted on the bill, is void. However, the original terms of the bill are enforceable.
 コモン・キャリアーが発行した後のB/Lの記載事項変更ないし追加は、証券に記載されても運送人からの授権なしに行われれば無効である。しかしながら当該証券の原条項は履行を強制できる。
- xxii この約定文言は、当該B/LがNot-Negotiableである場合は、呈示による引渡の場合は残余のOriginalの効力はなくなることであり、連邦B/L法Sec.80110-(b)による呈示がなくても記名荷受人には”may deliver”の規定で引渡した場合にはこの文言は触れていないので、同規定により全てのOriginalの効力は終了することになる。この様な連邦B/L法の規定があることが、同様なB/Lの文言での英国最高裁2005年判決のThe Rafaera S事件での判示とは異なることになる。
- xxiii <http://www.Lynden.com/aml/cust-tools/Bill-of-Lading.pdf> → [pdf] PRO No. Non-Negotiable Bill of Lading – Lynden as of 2012.12.30. この記名式B/Lは州際のみならず国際海上運送契約にも用いられる(裏面約款12)。従って、連邦B/L法がいずれにも適用される記名式B/Lであるが(連邦B/L法Sec.80102)、表面・裏面とも間接にでも呈示の必要を記した文言は無い。
- xxiv 連邦B/L法 Sec. 80103. Negotiable and nonnegotiable bills 流通可能証券と流通不能証券
- (a) Negotiable Bills. - 省略
- (b) Nonnegotiable Bills. -
- (1) A bill of lading is nonnegotiable if the bill states that the goods are to be delivered to a consignee. The indorsement of a nonnegotiable bill does not –
 - (A) make the bill negotiable ; or
 - (B) give the transferee any additional right.
 - (2) A common carrier issuing a nonnegotiable bill of lading must put “nonnegotiable” or “not negotiable” on the bill. This paragraph does not apply to an informal memorandum or acknowledgment.
- xxv 江頭憲次郎「商取引法第5版」弘文堂2009年刊291頁。
- xxvi [米国法準拠の記名式船荷証券の呈示なしの物品引渡事件についての中国最高裁の2002.2.25判決]
http://www.forwarderlaw.com/library/view.php?article_id=228
 → Feida v GB – FORWARDERLAW.COM: LIBRARY as of 2012.12.30
 [事案]: 米国の船社APLは、船積貨物2個について、

荷送人：Feida(中国広州)・荷受人：GB(シンガポール)の米国法準拠のStraight B/L(非流通記名式船荷証券)を、荷送人Feidaに発行・交付した。当該物品はFeidaがGBに販売したものであるが、仕向港シンガポールに到着後GBはその代金支払を怠っているため、Feidaは当該船荷証券原本をGBに送付せずにその全通を自ら保有していた。ところがAPLのシンガポール代理店は、船荷証券原本の呈示を受けずに貨物をGBに引渡してしまった。

荷送人Feidaは、当該船荷証券原本全通の所持人として、貨物の引渡を違法としてAPLを相手取り広州海事裁判所に提訴した。運送人APLは、これに敗訴し、控訴審広東高裁でも敗訴したので、中国最高裁に上告した。

[中国最高裁の判示要旨]

荷送人Feidaは運送人APL署名の船荷証券を適法に所持している。船荷証券で証明される両者間の海上物品運送契約は法的に有効である。Straight B/Lは非流通運送証券であり、権原証券として機能しない。米国法では、Straight B/L上に荷送人により指定されている荷受人に運送人が物品を引渡すことは妥当である。運送人は、荷受人に物品を引渡す際にStraight B/L原本の回収を求めることは要求されない。荷受人GBがAPLにより任命されている現地代理店に対して物品の引渡を求めているので、荷受人に対するAPLによる引渡は、Straight B/Lで請負っているところに適合している。APLの行為は、米国法に適合しているので責務違反ではなく、海上運送契約に基づく引渡債務からの適法な解放である。以上、最高裁はAPLの上告を認めた。Feidaが代金の回収に失敗した損害は、Feida自身の商業上のリスクである。物品が仕向先港に到達する前に運送人が記名荷受人であるGBに物品を引渡さないようAPLに通知をしなかった結果は、Feida自身により負担されるべきものである。よって、最高裁は一審・二審の判決を棄却し、FeidaのAPLに対する請求を退けた。

◎筆者注：判示要旨の「権原証券として機能しない」は、本件事案が連邦B/L法Sec.80110-(b)-(2)に該当しているからであり、記名荷受人がB/Lを呈示しての引渡請求には同Sec.(a)の権原証券として機能することになる。また、判示指摘の「物品を引渡さないようAPLに通知」は、このB/L原本が1通でも荷受人に引渡されていれば、その様な指図もできないことになる。本件事案は、荷送人が原本を荷受人に引渡していなかった場合であるから、運送人APLに対する損害賠償請求を棄却した最高裁判決の結論自体は正しいことになる。

xxvii 大崎正瑠・詳説船荷証券研究・白桃書房 2003.5 刊の124-125頁：「筆者が1987年に、ニューヨーク(NYKニューヨーク支店)、フィラデルフィア(Lavino Shipping Co.)、オークランド(APL本社)で調査したが、その限りでは、記名式船荷証券であっても、『会社の方針』として貨物と引換に原本を回収しているとのことである。仮に荷受人が身分を立証し、原本を提出しないで、運送人が貨物を引渡しても、その後で、原本を持参した者が現れたら、運送人としては困るという。これは、けだし当

然である。したがって、アメリカでも、運送人は常に記名式船荷証券の原本を貨物引渡の際に回収した方が良いということになる。」と、大崎教授は述べられている。

筆者(古田)も、その頃、国際運送事業の米国現法のNY本社に勤務していたが、米国のStraight B/Lであっても、引換給付の徹底を各店所に指示していたことを記憶している。